(第1面)

## 産業廃棄物処理計画実施状況報告書

年 月 日

(宛先) 松本市長

住 所 氏 名

連絡先 (電話)

(法人にあっては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名)

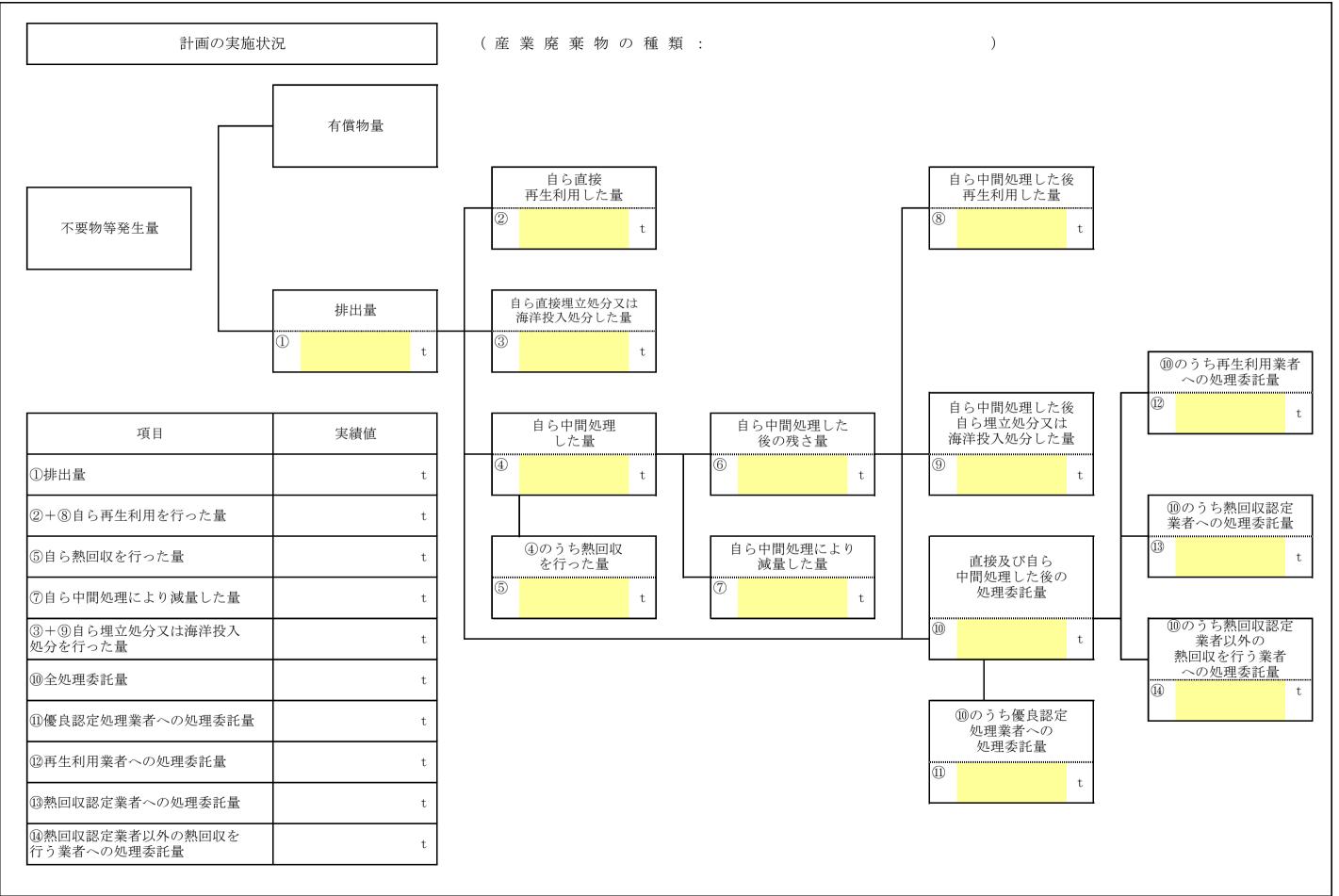
松本市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第64条第2項の規定により、 廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

年度の産業

事業場の名称	
事業場の所在地	
事業の種類	
産業廃棄物処理計画における	
計 画 期 間	

## 産業廃棄物処理計画における目標値

	項目		目標値	項目    目標値
排	出	量	t	全処理委託量
自ら	再生利用を	: 行う		優良認定処理業者への
産業	廃棄物	の量	t	処 理 委 託 量 t
自ら	熱回収を	行う		再生利用業者への
産業	廃棄物	の量	t	処 理 委 託 量 t
自ら中	間処理により洞	成量する		認定熱回収業者への
産業	廃 棄 物	の量	t	処 理 委 託 量 t
海洋	埋立処分 投入処分を …廃棄物		t	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量 t



## 備考

- 1「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 2 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 3 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理に関して、①~⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に 掲げる量を記入すること。
  - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
  - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
  - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
  - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
  - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
  - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
  - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
  - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
  - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
  - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
  - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
  - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
  - (13) ③欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
  - (14) ④欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への 焼却処理委託量
- 4 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を 記入すること。
- 5 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業 廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。

】年度産業廃棄物処理計画実施状況(産業廃棄物の実績の量) (単位: t) 委託処理 自社内処理 ⑩の委託量の内訳(重複する場合もあり) 排出量 ③+⑨自ら埋 直接及び自ら 自ら直接埋立 熱回収認定業 ②+⑧自ら再生 立処分又は海 中間処理した 優良認定処理 再生利用業者 熱回収認定業 洋投入処分を 後の処理委託 業者への処理を託 大人の処理を託 ④のうち熱回 自ら中間処理 自ら中間処理 自ら直接再生 | 処分又は海洋 | 自ら中間処理 | 利用した量 | 投入処分した | した量 (X)者以外の熱回 ④のうち熱回 自ら中間処理 自ら中間処理 自ら中間処理し により減量し した後の残さ 自ら中間処理し た後自ら埋立処 た量 を量 た量 カスは海洋投入 洋投入処分を 後の処理委託 業者への処理 への処理委託 者への処理委 利用した量 収を行う業者 量 行った量 への処理委託 委託量 託量 処分した量 産業廃棄物の種類  $\bigcirc$ 3+9 (14) 2 3 (4) (5) 7 6 8 9 2+8 10 優良認定処理業 中間処理後、有 認定熱回収施設 自社内で処理を 自ら直接再生利 者(廃棄物の処 効利用されてい 設置者(廃棄物 自社内で再生利 行わず直接委託 ④の量から⑥の 量を差し引いた の残さ物量 用した量等を含 理及び清掃に関 る場合の委託量 の処理及び清掃 設置者以外の熱 中間処理をせず自ら直接処理した 自社内で中間処 した量と⑥のう する法律施行令 (委託先から別 めた事業場にお に関する法律第 回収を行ってい 理する前の量 ち処理業者に委 ける産業廃棄物 第6条の11第2 の業者に売却等 15条の3の3第 る処理業者への 託して処理する | 号に該当する | される場合を含 | 1項の認定を受 | 焼却処理委託量 の合計量 者) む。) けた者) 燃え殻 汚泥 3 廃油 4 廃酸 5 廃アルカリ 6 廃プラスチック類 紙くず 木くず 3 繊維くず 動植物性残さ ゴムくず 金属くず 7 ガラスくず・コンク 政 リートくず及び陶磁器くず 8 鉱さい がれき類 10 家畜ふん尿 |11 家畜の死体| 12 動物系固形不要物 13 ばいじん 14 処分するために処理 したもの

計

## 【記入上の注意】

合

・記入にあたっては、本様式の(第3面)備考の4を参照してください。

<sup>※</sup> 排出量①=②+③+ (④-⑥) +⑧+⑨+⑩